

## 結婚新生活支援事業に関する質問について

### 【対象者について】

**Q1 対象となる新婚世帯に条件はありますか？**

A1 令和4年1月1日から令和5年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された御夫婦です。

また、夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下であることが条件になります。その際、年齢計算に関する法律第2項及び民法第143条に基づき、誕生日の前日に年齢が加算されることに御注意ください。

**Q2 婚姻日より前に富津市内の住居を購入（賃借）しましたが、補助金の対象になりますか？**

A2 婚姻日より前でも令和4年1月1日以降の住居購入（賃借）であれば対象になります。

婚姻を機に富津市内の住居を売買（賃貸）契約された方が対象になります。

婚姻届の受理、転入（転居）届の受理、住宅の売買（賃貸借）契約がいずれも令和4年1月1日から令和5年3月31日までの期間に完了していること

**Q3 夫の実家に転入してきました。補助金の対象になりますか？**

A3 引越費用があれば対象となります。引越費用は業者に支払った費用のみが対象となりますので、友人に手伝ってもらった場合の謝礼やレンタカーの費用は対象になりません。

**Q4 売買（賃貸借）契約した住宅の住所に引越が終わっていませんが、補助金の対象になりますか？**

A4 申請時点で夫婦双方の住所が対象となる住居に置かれている必要があります。

**Q5 令和3年分（令和3年1月1日から同年12月31日）の夫婦の所得証明書が発行できない時期（4月～6月）に申請する場合はどうすればよいですか？**

A5 令和3年分の所得証明書の発行時期は市町村によって異なりますが、発行できない時期については、令和2年分（令和2年1月1日～同年12月31日）の夫婦それぞれの所得証明書を申請書に添付してください。

**Q6 妻が結婚を機に離職している場合、夫婦の所得はどうなりますか？**

A6 離職した妻の所得は、「所得なし」とし、夫の令和3年分の所得で判断します。この場合も、夫婦それぞれの所得証明書の提出が必要です。

**Q7 貸与型奨学金の年間返済額及び期間はどのように確認するのですか？**

A7 申請時点において返済を行っている方が対象であり、返済額の期間は、令和3年1月1日から同年12月31日までです。年間返済額の確認は奨学金返還証明書で行いますが、証明書の発行が難しい場合は、返済に対する領収書の写しや、通帳により確認します。

**Q8 再婚の場合も対象になりますか？**

A8 対象となります。ただし、夫婦の一方又は双方が補助金の交付をすでに受けたことがある場合は対象となりません。

**【対象経費について】**

**Q9 どのような費用が対象になるのでしょうか？**

A9 ①住宅費：市内の住宅を取得、賃借、リフォームした場合に生じた費用

(住居の取得費・賃料・敷金・礼金・共益費・仲介手数料・リフォーム費用(※))

(※)リフォーム費用：修繕・増築・改築などに生じた費用

(外構に係る工事費用・家電等の設置購入費は対象外)

②引越費用：①の住居へ引越する際に生じた費用

(引越業者または運送業者)

**Q10 対象とならない費用はありますか？**

A10 住宅取得に伴う土地購入代、住宅賃借に伴う駐車場代、清掃代、各種保険料、更新手数料、光熱水費、設備購入費、業者以外に依頼した引越の謝礼、リフォームに伴う外構工事費、家電等の設備購入費は補助金の対象にはなりません。

**Q11 新婚夫婦以外の名義で契約した住宅の取得費又は賃借費は補助対象になりますか？**

A11 対象になりません。

ただし、未成年者や低所得などやむを得ない状況である場合は別途御相談ください。

**Q12 いつまでに支払った費用が対象になるのですか？**

A12 住居費、引越費用ともに令和4年1月1日から令和5年3月31日までに支払った費用が対象になります。

**Q13 支給期間内に複数回の引っ越しをした場合、2回目以降の引っ越しに係る費用も対象になりますか？**

A13 富津市内での転居であり、補助上限額の範囲内の申請に限り、2回目以降の転居を対象とします。

**【補助金額について】**

**Q14 補助金額はいくらもらえるのですか？**

A14 すでに支払いの住んだ住宅取得費、住宅賃借費、引越費用の合計額であり、領収書で確認します。

住宅費、引越費用、が60万円を超える場合、上限金額60万円がもらえます。

**Q15** アパートの賃料について、勤務先から住宅手当が支給されていますが、住宅手当分は対象とならないのですか？

**A15** 対象となりません。補助対象となるのは、勤務先からの住宅手当分を除いた申請者及び配偶者が実際に負担した金額となります。住宅賃借に係る住居費を申請される場合は、住宅手当の有無にかかわらず、住宅手当支給証明書を添付してください。

その他御不明な点がございましたら市民課（0439-80-1252）までお問合せください。